

- ギャンブル等依存症対策基本法では、下記を関係事業者の責務としている。
 - ・ 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策への協力
 - ・ 事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めること
- 東京都ギャンブル等依存症対策推進計画においても、「関係事業者の取組」を主要な取組の一つとして、今後の取組の方向性を示している。
- これまでの取組に加え、都や支援団体と連携し、どのような取組が考えられるか。

<今後の取組として考えられる具体案>

- ① 普及啓発や情報提供に関する取組
 - ・ 場内や各事業のウェブサイトにおける、都の相談窓口、医療機関、支援団体、回復支援施設に関する情報の周知（都や支援団体が作成するリーフレット・グッズの配布、ポスター掲示、デジタルサイネージでの表示など）
- ② 早期対応・相談につなげるための取組
 - ・ 場内における出張相談の開催（支援団体や回復支援施設、精神保健福祉センター等が参加）
- ③ 情報発信に関する取組
 - ・ 各事業者が設置する相談窓口の情報やアクセス制限、治療に係る費用負担等の取組について、依存症ポータルサイトへの掲載や都が実施するイベント、相談・研修等の機会を通じて周知する。
- ④ 情報共有・連携体制の強化
 - ・ 都や各事業者の取組事例について集約し、都・支援団体・事業者間で報告や助言を行う機会を設定する

参考：東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（抜粋）

1 予防教育・普及啓発

- ・普及啓発にあたっては、都が作成した動画等関係事業者が持つインフラで放送するなど、関係事業者と積極的に連携を行い、情報発信を推進します。

4 関係事業者の取組

（1）広告・宣伝・普及啓発

- ・関係事業者において、より多くの人々がギャンブル等依存症の予防等に関する情報を得られるよう、関係機関と連携し普及啓発を進めていきます。
- ・都は、関係事業者と情報共有を行い、普及啓発等において連携を強化していきます。

（2）アクセス制限

- ・都は、関係事業者と情報共有を行い、アクセス制限等の取組の周知等において連携を強化していきます。また、精神保健福祉センターや専門医療機関の相談において、公営競技やぱちんこ等の関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を紹介する等、連携を促します。

（3）相談・治療につなげる取組

- ・関係事業者において、相談窓口の周知や相談者への対応等を引き続き実施するとともに、行政機関や民間団体が作成する啓発用資料を設置するなど、連携を強化していきます。
- ・ギャンブル等依存症の予防等に向けた各事業者の取組について定期的にヒアリングを行い、その結果をポータルサイトに掲載するとともに、事業者に対する助言を行います。

（4）依存症対策の体制整備の取組

- ・都は、ギャンブル等依存症対策の体制整備に向けて、関係事業者や警視庁等との連携を一層強化していきます。